

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
区域29-002-03	東京都	事業系使用済小型家電回収の手続緩和	事業系使用済小型電子機器等(携帯電話、パソコン等)の回収の手続緩和	小型家電リサイクル法に基づき、認定事業者は、廃棄物処理法における産業廃棄物処理業の許可がなくても使用済小型電子機器等の処理が可能だが、回収に係る表示や手続きについて、廃棄物処理法に基づく規制あり(産業廃棄物管理票の交付等、運搬車の表示)	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3(産業廃棄物管理票) 2 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第13条第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第12項、第12条1項、同施行令第6条第1項第1号のイ、同施行規則第7条の2の2第3項	事業系の使用済小型電子機器の回収について、以下の措置を講じる。 1 産業廃棄物管理票の免除 2 運搬車の表示の免除	環境省	廃棄物処理法施行規則第9条第2号の規定に基づき、都道府県知事が、使用済小型電子機器等が再生利用されることが確実であると認め、また、そのみの収集又は運搬を業として行う者(例えば、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者等)で都道府県知事が指定した者(以下「再生利用指定を受けた者」という。)には、廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イに規定する運搬車の表示義務がかかりません。 また、廃棄物処理法施行規則第8条の19第6号の規定に基づき、事業者が再生利用指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合は、産業廃棄物管理票の交付を要しません。 以上より、都道府県知事が廃棄物処理法施行規則第9条第2号の規定に基づく指定を活用することにより、検討要請の措置については実施可能です。